

## 伊勢原市ふるさとハローワークの設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市と公共職業安定所（以下「安定所」という。）との密接な連携により、市民の就職の促進と生活の安定を図ることを目的として、伊勢原市が設置する伊勢原市ふるさとハローワーク（以下「ふるさとハローワーク」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 ふるさとハローワークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 伊勢原市ふるさとハローワーク

位 置 伊勢原市伊勢原二丁目7番31号 伊勢原シティプラザ5階

### (業務時間及び休日)

第3条 ふるさとハローワークの業務取扱日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、業務取扱日を変更することができる。

2 ふるさとハローワークの休業日は、伊勢原市の休日を定める条例（平成元年伊勢原市条例第10号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

### (業務)

第4条 ふるさとハローワークには、責任者として安定所の職員を配置するとともに、職業相談員（ふるさとハローワーク担当）を配置して、次の業務を行うものとする。

- (1) 求人情報自己検索機等を活用した求人情報の提供
- (2) 求職者に対する職業相談及び求人者に対する雇用相談
- (3) 求人、求職の受付及び職業紹介
- (4) 就職した者に係る職場適応に関する相談
- (5) 関連諸制度の啓発及び周知並びに関係機関との連絡及び調整
- (6) 伊勢原市独自の就業等の相談
- (7) その他市長が必要と認める業務

### (業務報告)

第5条 ふるさとハローワークの責任者は、ふるさとハローワークの取扱業務に係る次のものを、伊勢原市及び安定所に報告するものとする。

- (1) 求人相談件数
- (2) 求職相談件数
- (3) 求職申込件数
- (4) 就職紹介件数
- (5) 就職件数
- (6) その他市長が必要と認めるもの  
(相互の協力)

第6条 ふるさとハローワークの業務運営に当たっては、相談総合窓口として、その機能が十分発揮し得るよう伊勢原市と安定所が協力し、ふるさとハローワークが積極的にその業務を推進できるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ふるさとハローワークの運営に関し必要な事項は、市長が安定所と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(伊勢原市高年齢者職業相談室運営要綱の廃止)

2 伊勢原市高年齢者職業相談室運営要綱（平成10年伊勢原市告示第40号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。